

事 件 番 号	石労委令和5年（不）第2号		
申立年月日	令和5年9月22日	第7条該当号	第1・2・3号
(申立人) X組合		(被申立人) Y会社	
担 当 委 員	審査委員 高 木(委員長)、 高 見 参与委員 (労)秋 葉、 (使)橋 本		
処 理 経 過	調査 4回、審問 1回		

1 事件の内容

(1) 申立人の主張の概要

被申立人は、組合執行役員6名及び一部組合員の夏季一時金に関して、組合員であることを理由に不利益な取り扱いを行った。

被申立人は、1年8か月後に定年を迎える組合員の退職金に関して、組合員であることを理由に不支給発言を行った。

被申立人は、労働組合役員4名は監督的地位にある労働者であることから、労働組合法第2条柱書但書により、労働組合法上の「労働組合」に該当しないと主張し、申立人からの第2回団体交渉の申し入れを拒否した。

被申立人は組合員との個人面談を実施した際、労働組合に否定的かつ脱退を勧める発言を行った。

以上の事実のとおり、被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号、第2号ならびに第3号に該当する不当労働行為である。

[請求する救済内容]

- ① 夏季一時金の正当な評価及び不足分賃金の支払い
- ② 退職金不支給の示唆及び組合脱退を誘導したことに対する陳謝文の交付
- ③ 誠実団交応諾

(2) 被申立人の主張の概要

夏季一時金の減額は会社の業績悪化に伴う処置であり、不利益取扱いではない。

被申立人は、組合員の退職金に関して、組合員であることを理由に不支給発言を行っていない。

申立人の構成員である組合役員4名は「監督的地位にある労働者」に該当することから、申立人は労働組合法上の労働組合ではないため、団体交渉を拒否した。

面談時の発言内容は認めるが、労働組合の結成について反対の意向を示しているに過ぎず、組合脱退を勧めたり、結成を阻止するとは言っていない。

以上のことから、被申立人の行為は、いずれも不当労働行為に当たらない。

2 処理経過

本事件は、同一当事者間の石労委令和5年（不）第5号と併合し、調査4回、審問1回を開催し、令和6年4月23日に結審した。その後、公益委員会議を開催し、同年7月10日に参与委員の意見陳述、同月30日に命令合議を行い、全部救済命令を発することを決定し、同年8月9日に命令書写しを交付した。

中央労働委員会の命令・裁判例データベースのリンク先

https://www.mhlw.go.jp/churoi/meirei_db/mei/pdf/m12515.pdf